

甲種防火管理再講習について

不特定多数の人が出入りする建物(特定防火対象物)のうち、収容人員が 300 人以上の防火対象物の防火管理者に対し、防火管理に関する一層の知識を高め、適切な防火管理業務の徹底を図るため、5 年ごとの再講習が義務付けられています。

現在、防火管理者に選任されていない方は、再講習を受講する義務はありません。

1 再講習の受講義務がある防火管理者について

公民館・遊技場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする防火対象物のうち、収容人員が 300 人以上で甲種防火対象物の防火管理者(甲種防火管理講習を修了した者)が再講習の受講が必要となります。

ただし、次の(1)または(2)に該当する場合は除きます。

- (1) 乙種防火管理講習を修了した者を防火管理者として選任することができるテナント部分の防火管理者
- (2) 消防法施行令第 3 条第 1 項第 1 号ロ、ハ、ニに定める資格を有する防火管理者(※)

(※)次のような資格や職務経験等を有している方

労働安全衛生法に規定する安全管理者、鉱山保安法に規定する保安管理者、国、県または市町村の消防職員、消防団員、警察官またはこれに準ずる警察職員、建築主事または一級建築士、甲種危険物取扱者の免状を有する危険物保安監督者等

2 再講習の受講期限について

再講習受講義務がある防火対象物において、防火管理者に選任されている方の受講期限は下記のとおりです。

- (1) 甲種防火管理新規(再)講習の修了日から防火管理者に選任された日までの期間が 4 年より長い場合は、防火管理者に選任された日から 1 年以内に受講する必要があります。
- (2) 甲種防火管理新規(再)講習の修了日から防火管理者に選任された日までの期間が 4 年以内の場合は、講習の修了日以後における最初の 4 月 1 日から 5 年以内に受講する必要があります。

※上記 1、2 により受講してからは、直近に受講した再講習の修了日以後における最初の 4 月 1 日から 5 年以内ごとに再講習を受講する必要があります。